

# 航空機の輸入・リースに係る優遇政策

2018年6月  
第17号

## 概要

最近、国家税務総局、税関総署が「航空機の輸入・リースに関連する増値税問題に関する公告」(国家税務総局公告2018年第24号、以下「24号公告」)を公布し、航空機の輸入・リースについて、税関は2018年6月1日から輸入増値税代理徴収を停止します。同時に、24号公告では、航空機の輸入・リースに係る増値税の徴収管理が明確にされ、税務機関は現行の増値税政策に基づきこれを実施します。

24号公告の公布以前は、輸入航空機リース事業では税関と税務機関にそれぞれ増値税を納付する必要がありました。6月1日以降、上記の問題は解決されると期待され、関連産業の税負担は、明らかに軽減されると予想されます。同時に、現行政策では、依然としていくつかの事業で同一収入について税関と税務機関にそれぞれ増値税を納付する必要があり、同様に注目すべき問題と言えるでしょう。本稿では、航空機など動産の輸入およびリースに係る増値税政策の変更を振り返り、24号公告の内容を読み解き、航空機の輸入およびリースに対する重要な影響を分析するとともに、私どもの見解をご紹介します。

## 詳細

### 動産リースに係る増値税問題の概要

通常、クロスボーダー課税行為は税関または税務機関に対し増値税を納付する必要があり、物品の輸入については税関が増値税を代理徴収します。国外企業が国内にて課税サービスを提供する場合、国内の買手が税務機関向けに増値税を源泉徴収します。しかし、一部の特殊なケースでは、税関と税務機関がそれぞれ各自の規定に基づき課税行為を認定しており、同一収入について税関と税務機関の両方に対し増値税を納付しなければならない状況が存在しており、これには航空機のリース・輸入も含まれます。

「増値税暫定施行条例」によると、物品輸入に係る増値税は、税関が代理徴収すると規定されています。税関関連規定によると、物品の輸入には輸入物品のリースが含まれます。物品を輸入する個人または企業(輸入物品リースの借手を含む)は輸入増値税の納税者とみなされます。

「営業税から増値税への全面的移行推進パイロットプログラムに関する通知」(财税[2016]36号、以下「36号通知」)によると、輸入物品リースの借手が国内企業となる場合、国外の貸手は中国国内で有形動産リースサービスを提供する企業であるとみなされ、中国にて増値税納税義務を有することから、買手は増値税を源泉徴収する必要があります。例えば、輸入航空機リース事業において、航空会社など、国内の借手は、支払うリース料について、国外の貸手に代わり、税務機関向けに源泉徴収を行わなければなりません。

### 「二重課税」問題の弁別

専門的な分析の観点から、輸入段階において税関が代理徴収する増値税については、国内の借手が納税者となります。一方、リースサービス提供に関して徴収される増値税の税務機関への納付においては、納税者は国外の貸手であり、これら2つの状況における増値税の納税者が異なります。しかし、理論上どのように区分しようとも、取引の双方が同一リース料について、明らかに増値税を二重に納付しており、一般的取引と比べてより重い税負担を強いられており、一定の程度において、二重課税が生じています。

### 24号公告の適用範囲

24号公告の公布により、航空機リース事業に係る長年の問題が解決されるものと期待されます。2018年6月1日以降、輸入申告管理方式が1500(リース1年未満)、1523(リース貿易)、9800(リース課税)に該当するリース航空機(税法品目:8802)について、税関は輸入段階における増値税の代理徴収を停止します。従って、2018年6月1日以降、上記の業務では税関に対し輸入増値税を納付する必要は無く、借手が税務機関向けに増値税を源泉徴収するだけで済みます。

## 解決が待たれる問題

上記のとおり、24号公告では航空機の輸入およびリースの問題のみが解決されており、その他物品、例えば船舶、機械設備などの輸入・リースについては、依然として「二重課税」問題が存在しています。

さらにこれ以外にも、その他事業において、依然として税関と税務機関の両方に対して増値税の納付が必要となることがあります。「中華人民共和国税関輸出入貨物納税価格査定弁法」(税関総署第213号令)によると、条件を満たす特許権使用料は物品の輸入に関連するものとみなされ、輸入物品の納税価格に算入され、輸入増値税が徴収されます。36号通達によると、国内企業が国外向けに特許権使用料を支払う行為は、通常、国外企業による国内発生課税行為に該当し、国外企業は増値税納税義務を負います。従って、同一の特許権使用料について増値税を二重に納付してしまう可能性が高いと言えます。

また、24号通達では6月1日以降の航空機輸入に係る増値税の「徴収管理」は税関から税務機関に変更されたことのみを規定しているにすぎない点にも留意すべきでしょう。通達文書では調査中の航空機輸入・リースの「調査監督管理」の所轄当局もまた税関から税務機関に変更されるのか否かは明確にされていません。つまり、税関による航空機輸入に係る増値税の調査事案が完結していないものについては、税関が従来の規定に従い調査を継続し、税務機関と共同で案件の処理に当たるのか、それとも税務機関による税務調査に切り替わるのかは依然として明確な指針が示されていません。私どもは、政策当局が将来的に24号通達の施行段階において、未解決問題に対する詳細な解釈と細則を提示するものと予想します。

## 重要点

24号公告以外に、中国政府は近年、一連の税制改革を相次いで打ち出しており、航

空機輸入・リース事業を支援する姿勢を見せています<sup>1</sup>。関連納税者は、政策の変更を見極め、政策上の優遇を十分に享受し、法令遵守を確保しながら納税を行うことが重要です。

将来的に政策当局が24号公告の政策目標に照らし、後続の規定を公布することで、その他事業における増値税の二重納付の問題が解決されるか否かに注目が集まるものとみられます。

## 注釈

1. 「財政部、税関総署、国家税務総局、リース企業による航空機輸入に関連する租税徴収政策に関する通知」(財関税[2014]16号)の詳細は以下のURLをご参照ください：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812141/n812257/c1078791/content.html>

## お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、以下のチームまでお気軽にご連絡ください。

### 資産ファイナンス・リース・サービス:

曾惠嫻

+852 2289 5638  
catherine.tsang@cn.pwc.com

梁嘉輝

+852 2289 3599  
clarence.kf.leung@hk.pwc.com

### 中国流通税サービス:

胡根榮

+86 (10) 6533 2889  
alan.wu@cn.pwc.com

With over 2,200 tax professionals and over 140 tax partners in Hong Kong, Macao, Singapore, Taiwan and 14 cities in Mainland China, **PwC's Tax and Business Service Team** provides a full range of tax advisory and compliance services in the region. Leveraging on a strong international network, our dedicated China Tax and Business Service Team is striving to offer technically robust, industry specific, pragmatic and seamless solutions to our clients on their tax and business issues locally. The Global Tax Monitor recognises PwC as one of the leading firms in China for tax advice, by reputation.\*

\*These results are based on the year-ending Q4 2013 figures, with a sample size of 130 primary buyers of tax advice in China.

Launched in 2000, the Global Tax Monitor (GTM) is an independent survey conducted by research agency TNS, that examines the competitive position of the top firms in the tax advisory market - globally, regionally, nationally and on an industry basis. It provides a comprehensive measure of firm reputation, client service and brand health, gained currently from just over 4,000 telephone interviews annually with key decision makers (CFOs and Tax Directors) in 40 key markets.

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和國を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 6 月 11 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、ならびに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui

+86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# 小身材大政策，租赁进口飞机迎来重大利好

二零一八年六月  
第十七期

## 摘要

近日，国家税务总局、海关总署发布《关于进口租赁飞机有关增值税问题的公告》（国家税务总局公告 2018 年第 24 号，以下简称“24 号公告”），对进口租赁飞机，海关将从 2018 年 6 月 1 日起停止代征进口环节增值税。24 号公告同时明确，进口租赁飞机增值税的征收管理，由税务机关按照现行增值税政策组织实施。

24 号公告出台前，租赁进口飞机业务需在海关和税务机关分别缴纳增值税。6 月 1 日后，上述问题有望得到解决，相关行业的税收负担将显著减轻。同时，按照现行政策，仍有一些业务需就同一笔收入分别在海关和税务机关缴纳增值税，同样值得关注。在本期《中国税务/商务新知》中，我们将回顾租赁进口飞机等动产增值税政策的变化，详细解读 24 号公告的内容，分析对租赁进口飞机产生的重要影响，并提供我们的观察和观点。

## 详细内容

### 租赁动产增值税问题概述

通常而言，一项跨境应税行为需在海关或税务机关缴纳一次增值税，即进口货物由海关代征增值税；境外单位在境内提供应税服务，由境内购买方到税务机关代扣代缴增值税。但在部分特殊业务中，由于海关和税务机关分别依据各自规定对应税行为进行认定，会出现同一笔收入分别在海关和税务机关缴纳增值税的情况，其中便包括租赁进口飞机。

根据《增值税暂行条例》，进口货物的增值税由海关代征。按照海关相关规定，进口货物中包括了租赁进口货物。而进口货物的个人或是单位、包括进口租赁货物的

承租方为进口增值税的纳税人。

根据《关于全面推开营业税改增值税试点的通知》（财税[2016]36 号，以下简称“36 号文”），租赁进口货物的承租方为境内企业，境外出租方属于在中国境内提供有形动产租赁服务，在中国有增值税纳税义务，购买方需要代扣代缴增值税。例如在租赁进口飞机业务中，航空公司等境内承租方需就支付的租金，为境外出租方向税务机关代扣代缴。

### “重复征税”问题辨析

从技术上分析，在进口环节海关代征的增值税，纳税人为境内承租方；而向税务机关缴纳的因提供租赁服务征收的增值税，纳税人为境外

出租方，两次增值税的纳税人并不同。但无论理论层面如何区分，交易双方就同一笔租金确实缴纳了两次增值税、承担了和一般交易相比更重的税收负担，在一定程度上形成了重复纳税。

### 24 号公告适用范围

24 号公告的出台，使困扰飞机租赁业务多年的问题得到解决。自 2018 年 6 月 1 日起，对申报进口监管方式为 1500（租赁不满一年）、1523（租赁贸易）、9800（租赁征税）的租赁飞机（税则品目：8802），海关停止代征进口环节增值税。因此，2018 年 6 月 1 日后，上述业务无需向海关缴纳进口增值税，仅需由承租方到税务机关代扣代缴增值税。

## 待解决问题

如上所述，24号公告仅解决租赁进口飞机的相关问题。而租赁进口其他货物，如船舶、机械设备等，仍存在“重复征税”问题。

除此之外，仍有其他经济业务需分别在海关和税务机关缴纳增值税。根据《中华人民共和国海关审定进出口货物完税价格办法》（海关总署第213号令），符合条件的特许权使用费将被视为与进口货物有关，应并入进口货物完税价格，征收进口增值税；而根据36号文，境内企业向境外支付特许权使用费，通常属于境外单位在境内发生应税行为，境外单位将负有增值税纳税义

务。因此，同一笔特许权使用费将很可能缴纳两次增值税。

同时，值得思考的是，24号文仅明确了6月1日后进口飞机增值税的“征收管理”由海关变更为税务机关，然而文中未能就处于稽查中的飞机进口租赁“稽查监管管理”是否也由海关变成为税务机关给予以明确，即对于没有完结的海关针对进口飞机的增值税稽查案子，是否需要由海关继续按照原来方式稽查、和税局联合处理还是转由税务机关稽查仍未能有清晰的指引。我们期待政策制定部门在未来针对24号文的具体实施环节中未解决问题，提供细化的进一步解释和细化政策。

## 注意要点

除24号公告外，国家近年来也相继出台了一系列税收政策以支持租赁进口飞机业务<sup>1</sup>。相关纳税人应关注文件变化，充分享受优惠政策，合规纳税。

此外，未来政策制定部门是否会比照24号公告精神，出台后续政策解决其他业务中需两次缴纳增值税的问题，还需密切关注。

## 注释

1. 《财政部、海关总署、国家税务总局关于租赁企业进口飞机有关税收政策的通知》（财关税[2014]16号）  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812141/n812257/c1078791/content.html>

## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系我们的专业服务团队。

### 普华永道资产融资租赁服务:

曾惠娴

+852 2289 5638  
catherine.tsang@cn.pwc.com

梁嘉辉

+852 2289 3599  
clarence.kf.leung@hk.pwc.com

### 普华永道中国流转税服务:

胡根荣

+86 (10) 6533 2889  
alan.wu@cn.pwc.com

文中所称的中国是指中华人民共和国, 但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用, 而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前, 请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 6 月 11 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策, 目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务, 并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流, 以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系:

梅杞成

电话: +86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案, 欢迎浏览普华永道 / 罗兵威永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>